

# 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立（平成19年6月公布、平成20年4月施行）。

## 1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ（30万円→50万円以下）

## 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
  - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所等の措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所等の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設（命令違反には罰則）
  - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所等の措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる制度を創設。

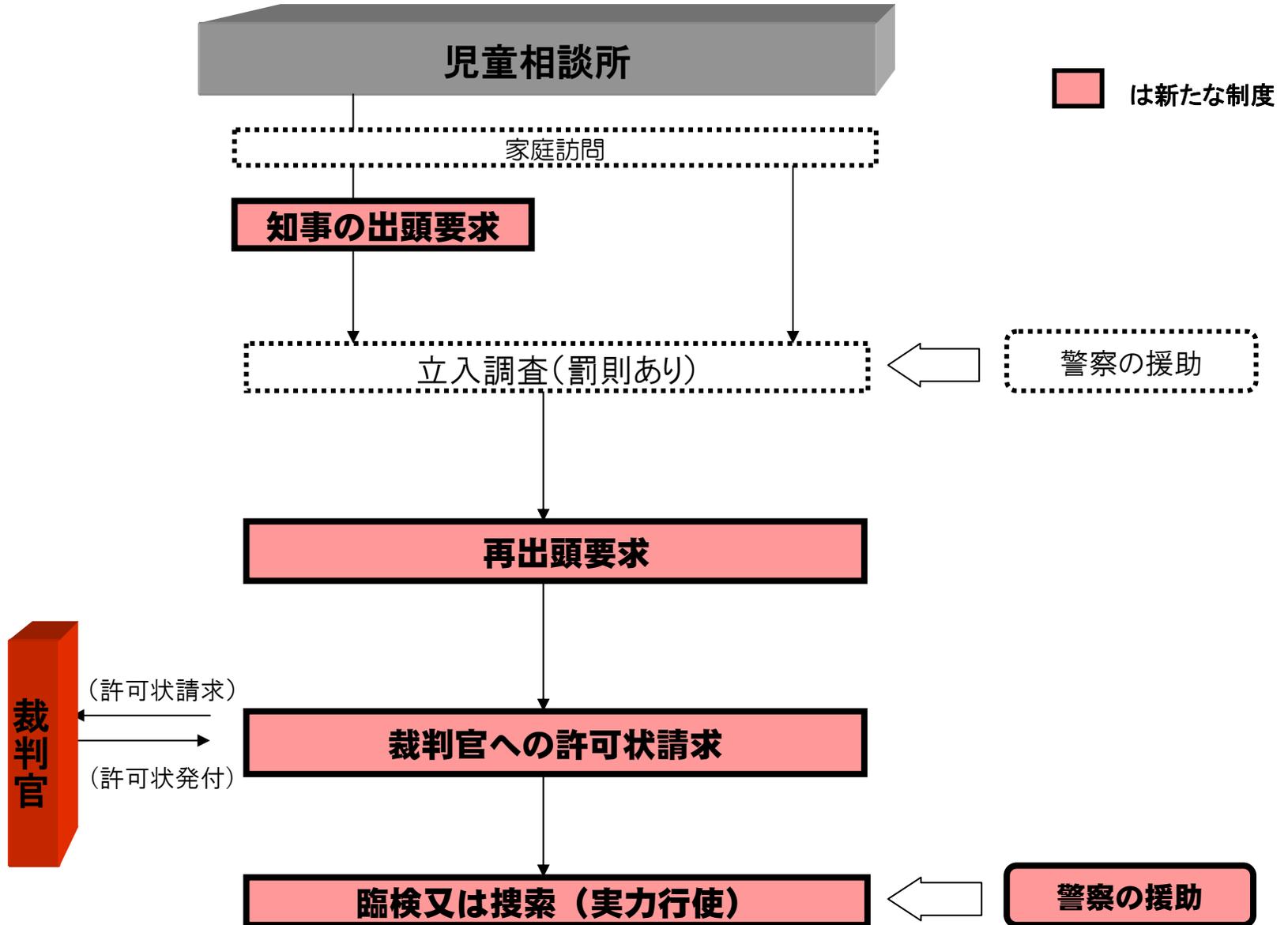
## 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

## 4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化など

# 児童の安全確認・保護のプロセス (簡略図)



# 面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
<b>一時保護</b> ・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護	なし	<b>面会・通信制限</b> ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
<b>同意入所等</b> ・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	なし	<b>面会・通信制限</b> ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
<b>強制入所等</b> ・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	面会・通信制限	面会・通信制限 ＋ <b>接近禁止命令</b> (罰則あり)

# 児童虐待防止対策の強化について

	法改正による対応	法改正以外による対応（○：予算等 ●：運用見直し）
発生予防		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生後4か月までの全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」）の創設</li> <li>○ 地域子育て支援拠点の拡充</li> </ul>
早期発見 ・ 早期対応	<p><b>[安全確認等の強化]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待通告を受けた際の児童相談所等の安全確認の義務化</li> <li>・ 市町村等が立入調査・一時保護の実施が適当と判断した場合の児童相談所長等への通知を制度化</li> <li>・ 安全確認に関する保護者に対する出頭要求の制度化</li> <li>・ 立入調査を拒否、かつ、重ねての出頭要求に応じない場合の解錠等を伴う立入制度の創設</li> <li>・ 立入調査拒否の罰金額引き上げ（30万円以下→50万円以下）</li> <li>・ 国及び地方公共団体が重大な虐待事例の分析を行うことを義務化</li> </ul> <p><b>[市町村の機能強化]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）設置の努力義務化</li> </ul> <p><b>[情報共有の徹底]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体間で児童虐待に関連する必要な情報を利用提供できる旨を明確化</li> </ul>	<p><b>[通告受理、安全確認等の基本ルールの徹底]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待情報は全て通告として受理・記録し、緊急受理会議を開催する旨を徹底</li> <li>● 48時間以内に直接目視での安全確認を実施するようルール化</li> <li>● きょうだい事例はハイリスクケースとして、積極的対応を講じる旨を明確化</li> <li>● 児童相談所が担当する在宅虐待事例は全て定期的に状況を会議で検討</li> </ul> <p><b>[児童相談所の体制整備]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉司の充実（人口170万人規模で25人→28人）</li> <li>○ 一時保護所の充実（一時保護施設等緊急整備計画）</li> </ul> <p><b>[市町村の機能強化]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が児童相談所OB等を地域協議会へ派遣・配置</li> <li>○ 地域協議会の機能強化等のための地方財政措置の充実</li> </ul> <p><b>[情報共有の徹底]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所による地域協議会への必要な情報提供の義務化</li> <li>● 地域協議会において、全ての虐待事例の進行管理台帳を作成し、状況等を定期的に確認する仕組みを導入</li> </ul>
保護・支援	<p><b>[面会通信制限等の強化]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者への面会通信制限を一時保護等にも拡大</li> <li>・ 強制入所等の措置を行った場合の保護者に対する児童への接近禁止命令（罰則付き）の創設</li> </ul> <p><b>[保護者が指導に従わない場合の措置の明確化]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者指導に係る勧告に従わない場合において、一時保護、施設入所措置、親権喪失宣告の請求等を行うことを明確化</li> </ul> <p><b>[児童相談所長による親権の行使]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所長が、未成年後見人が選任される等までの間、親権を行使できる制度を創設</li> </ul>	<p><b>[施設退所後の支援]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設を退所する児童の就職、住居の賃借の際の施設長による身元保証制度を創設</li> </ul>